

# 核軍縮のための新しい国連総会「日本決議」に関する 岸田文雄外務大臣への要請

2015年9月17日 NPO 法人ピースデポ

## § 1. はじめに

7月27日、外務大臣は、新しい核軍縮決議案を今秋の国連総会に提出する方針を発表されました。同じ方針が、広島（8月6日）と長崎（8月9日）において、安倍首相によって示されました。被爆70年の節目の年であり、また、5月の再検討会議で合意文書を採択できなかった核不拡散条約（NPT）の新しい再検討サイクルが始まる年における国連総会であることを考えると、極めて適切なことであり、私たちも歓迎いたします。

しかし、被爆者の平均年齢が80歳を越えて最早待てない年齢に達していること、核兵器の近代化を目指す核保有国の巨額投資の勢いが増していること、核兵器が計画的であれ偶発的であれ使用されるリスクが高まっていることなど、現在の緊急性を考えると、今回の日本決議は、かつてない重要な役割を担っていると私たちは考えます。とりわけ、核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上的影響について国際的な意識が高まっている中で、その非人道性を体験している唯一の戦争被爆国である日本の果たすべき歴史的責任の重さは、計り知れないものであります。

私たちピースデポは1995年NPT再検討延長会議の直後から、情報誌「核兵器・核実験モニター」（月2回発行）を発行しつつ、1994年の第1回「日本決議」以来の日本決議の動向を見守ってきました。その経過と蓄積を踏まえて、以下の要請を行います。

## § 2. 過去の日本決議について

1994年から昨年まで、21回の日本決議が提出され採択されました。日本決議は決議の名称にしたがって4期に分類できます。

### 第1期：「究極的廃絶」決議（1994年～1999年）

“Nuclear disarmament with a view to the ultimate elimination of nuclear weapons”  
（「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」）

### 第2期：「廃絶の道筋」決議（2000年～2004年）

“A path to the total elimination of nuclear weapons”（「核兵器の完全廃棄への道筋」）

### 第3期：「新たな決意」決議（2005年～2009年）

“Renewed determination towards the total elimination of nuclear weapons”（「核兵器の完全廃棄に向けた新たな決意」）

### 第4期：「結束した行動」決議（2010年～2014年）

“United action towards the total elimination of nuclear weapons”（「核兵器の完全廃棄に向けた結束した行動」）

これらの決議に対する各国の投票行動は別表にまとめた通りです。

概して日本決議は圧倒的多数の国によって支持されてきました。包括的核実験禁止条約（CTBT）そのものに反対したブッシュ政権の米国、差別的であるとして NPT そのものに反対し差別的でない核兵器廃絶を主張するインド、核実験は自衛の手段であり核の脅威を排除することが先決とする北朝鮮など、明確な強い理由が示されている反対票を除けば、ほとんどの国が賛成し、内容の一部に懸念を持つ少数の国が棄権するという状況であったと要約できます。最近は総数約 185 か国の中、170 か国前後の賛成を得続けています。

しかし、日本決議が核軍縮を前進させる点においてどれほど指導的に貢献したのかを考えると、それは極めて限られていたと言わざるを得ません。

有意義な影響を生んだものとして、河野洋平外務大臣のリーダーシップで提案された 1994 年の第 1 回決議が挙げられます。この決議のタイトルであった文言「究極的廃絶を目指した核軍縮」（“nuclear disarmament with a view to the ultimate elimination of nuclear weapons”）は、1995 年 NPT 再検討延長会議の重要な決定文書「核軍縮の原則と目的」における文言「廃絶という究極的目標をもった世界的な核兵器の削減努力」（“efforts to reduce nuclear weapons globally, with the ultimate goals of eliminating those weapons”）として使われ、一時期の核軍縮の考え方における共通認識を形成しました。NGO は「究極的」という言葉は核廃絶の目標を遠い彼方に追いやるものとして批判しましたが、米国など西側核兵器国が棄権し、ロシアと中国が賛成したことが示すように、当時の国家レベルの反応は被爆国日本の積極的な意思表示として高い評価を得ました。

しかし、その後の日本決議は NPT 再検討会議で合意された内容を踏襲するという保守的な路線に転じたと私たちは考えます。その結果、西側核兵器国が賛成に転じる一方で、第 1 回決議のような意欲的な内容が見られなくなりました。

因みに、1998 年以来、積極的な核軍縮決議案を出し続けている中堅国家の連合「新アジェンダ連合」も、西側核兵器国の反対を受けながらも日本決議とほぼ同数の賛成票を得てきました。彼らの総会決議は 2000 年 NPT 再検討会議の最終合意のハイライトであった「保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束」（“unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals”）という文言や、2010 年再検討会議の最終文書に活かされた画期的な国連事務総長の文言「核兵器禁止条約、あるいは別々の相互に補強しあう法的文書の枠組み」（“a nuclear weapons convention or agreement on a framework of separate mutually reinforcing instruments”）の原型となる文言を提案するなど、その後の核軍縮を先導する役割を果たしました。

### § 3. 2015 年総会決議で問われるもの

2015 年の日本決議が置かれている状況を考えるとき、日本はもう一度第 1 回決議の初心に帰って、日本のみが果たしうる、また果たさなければならぬ使命を反映した革新的な

決議案を提案すべきだと思います。以下の4つの背景があります。

(1) **核軍縮の行き詰まり** 2010年以後の核軍縮の行き詰まりを打開する必要があります。地球上の核弾頭の95%を占める米ロに対して、新STARTの次の削減に向けた交渉を早期に開始するよう求める必要があります。その際、従来のように早期交渉を促すだけではなく、「核兵器のない世界」に向かうためには、他の核兵器国が一つのテーブルにつく条件を整えるために、弾頭数を数100発まで削減する数値目標に言及すべきであると考えます。米ロに続いて多数の核弾頭を有するフランスが300発の弾頭を有しているからです。NGO「グローバルゼロ」の専門家報告書は、米ロとも安全保障を損なうことなく500弾頭レベルまでの削減が可能であると試算しています。このような要求は、今後の議論のベースを作るのに貢献すると思います。また、米ロのみならず、すべての核兵器国に対して、核兵器の近代化を中止し、兵器の経年退化を安全管理する以上の行為を行わないことを求めるべきであると考えます。その論拠は、2010年NPT再検討会議最終文書において、すべてのNPT加盟国は「NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する」(行動1)と合意しているからです。この合意は、別の理由で採択されなかったとはいえ、2015年NPT再検討会議最終文書案(NPT/CONF.2015/WP.58、以下「最終文書案」)においても繰り返されています(第7節)。

(2) **核兵器使用の人的影響についての知見の深まりと広がり** 2010年以後の核軍縮の国際的努力の重要な傾向は、核兵器使用の人的影響についての考察があらゆる核軍縮努力の基礎になるべきであるという認識が共有されてきたことです。採択間近であった2015年「最終文書草案」も「これらの(人的結末についての)意識が『核兵器のない世界』に向けた加盟国の努力に緊急性を与えるべきである」(第154節第1項)と強調しています。この緊急性が新しい日本決議に表現されるべきです。それは、直ちに時間を区切った核廃絶への道程を示すことができなくても、世界が確実に「核兵器のない世界」に向かっていることを具体的に示すことによって表現できると考えられます。その具体的内容の核心は(4)項に述べる「開かれた協議の場」の設立です。

(3) **注目される核兵器依存国の役割** 人的影響の議論の深まりとともに、核軍縮については、核兵器保有国と「核の傘」に依存する核兵器依存国が、ともに責任があるという議論が強まっています。その意味では、核兵器依存国のなかで、「いかなる状況においても核兵器が二度と使われないことが、人類の生存そのものに関わる関心事である」という共同声明に、最初は不支持を表明しながら途中から支持に転じることを決意した唯一の国である日本政府への注目度は大きいと言わなければなりません。被爆国として当然の役割が、今回の決議案ほど問われる場面はないと考えます。その上、2015年「最終文書案」においては、2010年最終文書で「軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性のさらなる低減」(行動5c)という核兵器国に対する要求であったものが、「次の再検討サイクルにおいて、すべての関係国が見直す」(第154節7項)要求へと強化され、日本政府もそれに合意する予定でありました。つまり、日本自身が核兵器依存政策

を見直す誓約を引き受けたと考えます。日本決議案においては、この点に関して日本自身が変わることを前提とした内容を盛り込むべきではないでしょうか。私たちは新しい非核兵器地帯を模索すべき地域として北東アジアに言及することによって、これが可能であると考えます。

**(4) 核兵器禁止の法的枠組みを議論する場への要求** 核兵器使用の非人道的結末が、核軍縮の緊急性を高めるなかで、2015年NPT再検討会議の一つの争点は、2010年に合意した「核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払う」(NPT/CONF.2010/50 (Vol.1)、20ページ)の内容をどのように実現するかという点にありました。会議に至る過程において、包括的核兵器禁止条約(NWC)や簡易型禁止条約(バン条約、NWB)、枠組み条約、ビルディング・ブロック・アプローチなど多くの案が出されました。これらの議論をする場について2015年「最終文書案」は「『核兵器のない世界』の実現、維持に貢献するとともに必要とされる法的条項やその他の取極めなど、NPT第VI条の完全履行のための効果的措置を特定し熟議するための公開作業部会(OEWG)を第70回国連総会の中に設置すること」(第154節19項)を提案しました。そこでは全会一致製の議事運営することが望ましいとしています。議事運営については国連総会の専権事項であることも書き添えています。日本決議はこの成果を活かした、いっそう積極的な提案を行うべきであると考えます。軍縮会議(CD)の行き詰まりを考えるならば、全会一致ではなく極少数が拒否権をもつ結果にならない議事運営ルールが求められます。また、OEWGにおける法的議論の整理のために、OEWGが専門家下部組織を設立することなど、日本政府が積極的な追加提案をするべきであると、私たちは考えます。

#### § 4. 新「日本決議」に関する要請

以上の考察を踏まえて、ピースデポは核軍縮に関する新しい国連総会「日本決議」について、次のことを要請します。

1. 従来の形式にとらわれず、核兵器使用の非人道性の意識に根差した緊急性を訴え、現在の核軍縮の停滞を打ち破ろうとする意欲をもった決議案を求めます。その意味で、課題列挙の総花的な決議が必要であるとの考えがあるとするならば、それとは別に、新しい軍縮の時代を切り拓く特色のある第2の決議案を提案することを求めます。
2. 「核兵器のない世界」を達成し維持するために必要な法的枠組みについて継続的な議論を保証する、すべての国と市民社会に開かれた協議の場を設立する内容の決議案を提案してください。2015年NPT再検討会議「最終文書案」に盛り込まれたOEWG案を手掛かりにすることができます。すでに行き詰まりを見せている全会一致の会議運営ではなく、国連総会が定める議事運営で行われるべきです。また、OEWGが専門家下部組織を設置することなど、日本の積極的な追加提案を求めます。
3. 日本自身が核兵器依存の政策から脱しようとしていることを示す決議案となることを求めます。上述のように、日本は今年のNPT再検討会議「最終文書案」において、す

で核兵器の役割を低減するために政策の見直しをする誓約の準備があったはずですが。そのことを踏まえ、核兵器に依存する国が核軍縮のために担うべき役割に決議案の中で言及して下さい。そして、北東アジアにおいては非核兵器地帯の設置を検討すべき時期に来ていると述べることを要請します。

4. 世界が確実に「核兵器のない世界」に向かって歩んでいることを担保する決議案であるべきです。そのためには、核兵器の近代化の中止と保有核兵器数を今以上に増やさないことは勿論、兵器の経年退化の安全管理を超えるような行為の中止を求める内容が必要です。また、米ロに対して新 START 条約の先の核兵器削減を求めるに際しては、核保有国全てが削減交渉テーブルにつく条件を整えるため弾頭数を数 100 レベルまで削減することを求めるべきです。(以上)

国連総会における核軍縮「日本決議」への主要国の投票パターン

年	決議の略称	投票			米	英	仏	ロ	中	インド	パキスタン	イスラエル	北朝鮮	イラン	キューバ	ブラジル	南アフリカ	アイルランド	メキシコ	ニュージーランド	エジプト	スウエーデン	
		賛成 ○	反対 ×	棄権 △																			
1994	究極的廃絶	163	0	8	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	
1995		154	0	10	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	
1996		159	0	11	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
1997		156	0	10	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
1998		160	0	11	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
1999	廃絶の道筋	153	0	12	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	
2000		155	1	12	○	○	△	△	△	×	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	△	○	
2001		139	3	19	×	○	○	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2002		156	2	13	×	○	○	○	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2003		164	2	14	×	○	○	○	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2004	新たな決意	165	3	16	×	○	○	○	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2005		168	2	7	×	○	○	○	△	×	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	
2006		167	3	8	×	○	○	○	△	×	△	△	△	×	△	○	○	○	○	○	△	○	
2007		170	3	9	×	○	△	○	△	×	△	△	△	×	△	○	○	○	○	○	○	○	
2008		173	4	6	×	○	○	○	△	×	△	△	△	×	△	○	○	○	○	○	○	○	
2009	結束した行動	171	2	8	○	○	△	○	△	×	△	△	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
2010		173	1	11	○	○	○	○	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2011		169	1	11	○	○	○	○	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2012		174	1	13	○	○	○	○	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2013		169	1	14	○	○	○	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2014	170	1	14	○	○	○	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△		